

- (ウ) 4の(3)の検定に合格した者にあつては、検定合格証明書
- (エ) 4の(4)に該当する者にあつては、知事が発行する受験資格認定書
- (オ) 4の(2)に該当する者にあつては、4の(2)のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が2年以上であることを証明する職歴証明書
- (カ) 4の(3)に該当する者にあつては、4の(2)のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が6年以上であることを証明する職歴証明書
- エ 写真(最近6か月以内に撮影した正面、上半身、無帽の手札形のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)
- (2) 受験資格の認定  
4の(4)に規定する受験資格の認定を受けようとする者は、受験資格認定申請書に履歴書及び最終学校卒業証明書を添付して、知事に申請するものとする。
- (3) 試験手数料  
試験を受けようとする者は、受験申請の際、試験手数料として熊本県収入証紙2,700円分を受験願書に貼って納入するものとする。  
なお、収入証紙に消印をしないこと。
- (4) 提出書類等の受付期間及び提出先  
ア 受付期間  
平成15年9月29日から平成15年10月20日まで。ただし、郵送による場合は、平成15年10月20日付けの消印のあるものまでを有効とする。  
イ 提出先  
熊本県林務水産部林政課(熊本市水前寺六丁目18番1号、郵便番号862-8570)  
なお、郵送の場合は、必ず書留郵便とし、封書表面に「林業改良指導員資格試験願書在中」と朱書すること。
- (5) 提出書類用紙の交付  
提出書類用紙は、熊本県林務水産部林政課又は各地域振興局林務課で交付する。  
郵便で提出書類用紙の請求その他試験についての照会をする場合は、必ず80円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒を同封すること。
- 6 受験票の交付  
知事は、資格審査を行い適格者に対して受験票を送付する。
- 7 合格者の公表  
合格者については、試験実施後1月以内に氏名を公表するとともに、合格者に合格証書を交付する。
- 8 科目別得点の開示  
本試験の科目別得点は、熊本県個人情報保護条例第22条の規定に基づき、本人の口頭による請求で開示する。
- (1) 開示の受付期間及び受付時間  
開示の受付期間は合格発表の日から1月間(県の休日を除く)とし、受付時間は午前9時から午後5時までとする。
- (2) 開示を行う場所  
熊本県林務水産部林政課で開示する。
- (3) 開示請求の方法  
受験者本人が直接林政課で開示請求をするものとする。なお、開示に際して、県が交付した受験票で本人確認を行う。
- 9 その他  
受験手続その他不明な点は、熊本県林務水産部林政課(電話096(383)1111(内線5593))に問い合わせること。

### 熊本県公告第682号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、八代市の住民及び利害関係人は、期間満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。

平成15年9月26日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類  
八代都市計画道路 3・4・5号 東幹線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域  
八代市旭中央通りの一部  
同市花園町の一部  
同市若草町の一部  
同市緑町の一部  
同市清水町の一部  
同市新町の一部  
同市大手町一丁目及び二丁目の各一部